

退職等年金給付に係る併給調整

		後発	組合員本人の給付				遺族としての給付	
		先発	終身退職年金	有期退職年金	有期一時金	公務障害年金	公務遺族年金	遺族一時金
組合員本人の 給付	終身退職年金		併給○	併給○	併給×	併給○	併給○	
	有期退職年金	併給○			併給×	併給○	併給○	
	有期一時金	併給○			併給× (一時金分は 内払扱い)	併給○	併給○	
	公務障害年金	併給×	併給×	併給×	※1	併給×	併給○	
遺族としての 給付	公務遺族年金	併給○	併給○	併給○	併給×	※2	※2	
	遺族一時金	併給○	併給○	併給○	併給○	※2	※2	

※1 公務障害年金の受給権者に対してさらに公務障害年金を支給すべき事由が発生したときは、原則として前後の障害を併合した障害程度による公務障害年金が支給されますが、併合しない場合は、併給不可(選択)となります。

※2 別給付事由の公務遺族年金(または遺族一時金)は併給が可能です。ただし、同一給付事由の公務遺族年金と遺族一時金は、併給不可(選択)となります。

注 退職等年金給付は、公的年金でなく、積立方式の年金であることから、本人の退職年金と遺族としての給付は併給可能です。